

# 山梨県公報

第二千二十七号

平成二十二年

三月十八日

木曜日

## 目次

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	一八三
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	一八八
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	一八八
教育委員会	
山梨県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則	一八八
山梨県教育委員会表彰選考委員会規程を廃止する告示	一八九
山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	一八九
その他	
一般競争入札について	一九二

## 告示

### 山梨県告示第九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八條第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十二年三月十八日

#### 一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
------	-------------	---------------------	-------------

甲斐市

下芦沢	急傾斜地の崩壊
前屋 1	急傾斜地の崩壊
前屋 2	急傾斜地の崩壊
上菅口 1	急傾斜地の崩壊
上菅口 2	急傾斜地の崩壊
漆戸 1	急傾斜地の崩壊
漆戸 2	急傾斜地の崩壊
漆戸 2 1	急傾斜地の崩壊
漆戸の2 2	急傾斜地の崩壊
打返	急傾斜地の崩壊
藤ノ木	急傾斜地の崩壊
中村	急傾斜地の崩壊
中村の2・中村	急傾斜地の崩壊
大下	急傾斜地の崩壊
久保	急傾斜地の崩壊
窪田 1	急傾斜地の崩壊
窪田 2	急傾斜地の崩壊
寺平 1	急傾斜地の崩壊
寺平 2	急傾斜地の崩壊

次の図のとおり  
(図面省略)

道尾山 1	千田の2	千田	寺平の3 2	寺平の3 1	寺平の2	窪田の2	獅子平の2 2	獅子平の2 1	獅子平	上菅口の4	上菅口の3	上菅口の2	下菅口	久保	漆戸	安寺の2 2	安寺の2 1	安寺
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

上町	つくしの2	つくしの2	つくしの1	岩森	上郷 2	上郷 1	中谷戸 2	中谷戸 1	駒沢	米沢 3	米沢 2	米沢 1	日影	日向	道尾山の2 3	道尾山の2 2	道尾山の2 1	道尾山 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

上芦沢	本村沢	西八沢	亀沢川	下窪沢	安寺東沢	安寺沢	下菅口沢	菅口沢	菅口西沢	満しが久保沢	漆戸沢	ヤナ口沢	下漆戸沢	打返沢 2	打返沢 1	藤の木沢	菩提川	天狗川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

防沢川の 1 1	防沢川	西ノ沢	千田沢 2	千田沢 1	長潭沢	コガゲサン	吉沢 2	吉沢 1	沢の沢	金谷沢	南久保沢	東久保沢	獅子平沢	東沢	要とう沢	清沢 3	清沢 2	清沢 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

甲斐市														市町村名				
														土砂災害特別警戒区域の名称				
														土砂災害の発生原因となる自然現象の種類				
														土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項				
大下	中村の2・中村	中村	藤ノ木	打返	漆戸の2 2	漆戸の2 1	漆戸 2	漆戸 1	上菅口 2	上菅口 1	前屋 2	前屋 1	下芦沢	防沢川の1 2	土石流	次の図のとおり		
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊					
久保	窪田 1	窪田 2	寺平 1	寺平 2	安寺 2	安寺 1	漆戸	久保	下菅口	上菅口の2	上菅口の3	上菅口の4	獅子平	獅子平の2 1	獅子平の2 2		窪田の2	寺平の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

つくしの 1	岩森	上郷 2	上郷 1	中谷戸 2	中谷戸 1	駒沢	米沢 2	米沢 1	日影	道尾山の 2 3	道尾山の 2 2	道尾山の 2 1	道尾山 2	道尾山 1	千田の 2	千田	寺平の 3 2	寺平の 3 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

東久保沢	東沢	清沢 3	清沢 2	清沢 1	上芦沢	本村沢	下窪沢	安寺東沢	菅口沢	菅口西沢	満しが久保沢	ヤナロ沢	下漆戸沢	打返沢 2	打返沢 1	藤の木沢	つくしの 2	つくしの 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

金谷沢	土石流
沢の沢	土石流
吉沢 1	土石流
吉沢 2	土石流
長潭沢	土石流
千田沢 2	土石流
西ノ沢	土石流
防沢川	土石流
防沢川の1 1	土石流
防沢川の1 2	土石流

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十二年三月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人山梨県地震対策四駆隊
  - 2 代表者の氏名 松本徹
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市勝沼町菱山千三百四十九番地一
  - 4 定款に記載された目的

この法人は、地震災害時にボランティア団体「山梨県地震対策四駆隊」として、行政・警察・消防署・地域消防団と協力し、地域社会の一員として被災地に対する支援活動に積極的に参加するものとする。

地震災害時には、ボランティア支援としての役割を十分に理解した上で四輪駆動車の機動性を活用し被災地の支援救援物資の搬送・輸送を迅速かつ安全に執り行うものとする。

さらに、地域社会の支援救援活動参加希望者に対し安全かつ迅速な活動が行えるよう実践訓練を行い、地域住民の災害に対する関心を啓蒙し、地震災害時の支援救援活動に対して、相互協力体制が得られる環境を整え地域社会に貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年三月十二日から同年五月十一日まで

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出  
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士吉田市雨坪土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があつた。

平成二十二年三月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

氏 名	住 所
舟久保 一郎	富士吉田市小明見三百六十番地
勝俣 正信	富士吉田市小明見千五百三十七番地
舟久保 辰明	富士吉田市小明見三千九百二十番地
羽田 正和	富士吉田市小明見百十九番地
渡邊 司	富士吉田市小明見千三百九十八番地

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会規則第三号

山梨県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成二十二年三月十八日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

山梨県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会表彰規則（昭和二十五年山梨県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県教育委員会表彰選考委員会規程を廃止する告示を次のように定める。

平成二十二年三月十八日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

山梨県教育委員会表彰選考委員会規程を廃止する告示

山梨県教育委員会表彰選考委員会規程（昭和三十二年山梨県教育委員会告示第七号）は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第五号

庁 中 一 般

教 育 事 務 所

埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー

県 立 図 書 館

県 立 美 術 館

県 立 博 物 館

県 立 考 古 博 物 館

県 立 文 学 館

県 立 学 校

県 立 学 校

山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月十八日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育委員会安全衛生管理規程（昭和五十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「傷い疾病」を「負傷又は疾病」に改める。  
第十二条の表を次のように改める。

種 別	検 査 項 目	定期健康診断	結核健康診断
		一般健康診断	
胃 検 診	イ 問診	イ 問診	イ 問診
	口 胃エックス線間接撮影	口 胃エックス線間接撮影	口 胃エックス線間接撮影
子 宮 がん 検 診	イ 問診	イ 問診	イ 問診
	口 子宮がん検査	口 子宮がん検査	口 子宮がん検査
乳 がん 検 診	イ 問診	イ 問診	イ 問診
	口 乳がん検査	口 乳がん検査	口 乳がん検査
肺 がん 検 診	イ 問診	イ 問診	イ 問診
	口 胸部エックス線間接撮影の再読影	口 胸部エックス線間接撮影の再読影	口 胸部エックス線間接撮影の再読影
（精密）	イ 問診	イ 問診	イ 問診
	口 喀痰検査	口 喀痰検査	口 喀痰検査
（一次）	イ 問診	イ 問診	イ 問診
	口 胸部エックス線間接撮影	口 胸部エックス線直接撮影	口 胸部エックス線間接撮影
一 般 健 康 診 断	イ 問診	イ 問診	イ 問診
	口 身長、体重、腹囲及び視力	口 身長、体重、腹囲及び視力	口 身長、体重、腹囲及び視力
二 血 圧 測 定	イ 問診	イ 問診	イ 問診
	口 尿検査	口 尿検査	口 尿検査
ホ 診 察	イ 問診	イ 問診	イ 問診
	口 血圧測定	口 血圧測定	口 血圧測定

生活習慣病健康診断	イ 問診 ロ 尿検査 ハ 血圧測定 ニ 血中脂質検査 ホ 肝機能検査 ヘ 貧血検査 ト 血糖検査 チ 心電図検査 リ 眼底検査 又 聴力検査 ル 保健指導
特定業務従事者健康診断	総括安全衛生管理者が定める。
海外派遣職員健康診断	総括安全衛生管理者が定める。
総括安全衛生管理者が必要とする検診及び健康診断	総括安全衛生管理者が定める。

第十四条中「学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第十二条の規定による様式又は」を削り、「は握」を「把握」に改める。  
第一号様式を次のように改める。



第1号様式(第14条関係)

健康カード  
 健康カード  
 所属名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 職員番号 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_ 採用年月日 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

検査結果

年度	身長	体重	BMI		血压		尿検査 尿糖	尿検査 尿蛋白	視力 右	視力 左	近視視力 右	近視視力 左	聴力		胸部X- P	眼底検査 H.S.	心電図	胃	子宮	乳		
			BMI 腹囲	BMI 最高	最高	最低							右	左							右	左

血液検査結果

検査日	業務コード	検査機関 コード	血中脂質					肝機能				腎機能		貧血		糖代謝		感染					
			TCH	TG	HDL	LDL	ZTT	AST (GOT)	ALT (GPT)	ALP	γ-GTP	IN (BUN)	UA	CRN	RBC	Hb	FBS	HbA1c	HBs抗原	HBs抗体	HCV抗体		

検査項目 期間(開始日~終了日) \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 所属名 \_\_\_\_\_ 疾病名 \_\_\_\_\_ 検査区分 \_\_\_\_\_ 状況 \_\_\_\_\_ 休職 \_\_\_\_\_

附則  
この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

## その他

● 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年三月十八日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 佐藤 英 貴

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

山梨県立あけぼの医療福祉センター清掃業務 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

平成二十二年六月一日から平成二十五年三月三十一日まで

4 履行場所

山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一 山梨県立あけぼの医療福祉センター

タ

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十一年山梨県告示第百二十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

3 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の十五に規定する基準に適合する者であること。

4 この公告に示す役務を確実に履行できると山梨県立あけぼの医療福祉センター所長が判断した者であること。

5 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。

6 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

7 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの二年間において、従業員の給料又は賃金の未払い等不誠実な行爲がない者であること。

8 平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの五年間において、一年間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積三千平方メートル以上の清掃業務契約を元請けとして結び、当該契約業務を履行した実績を有すること。

9 1から8までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇七 〇〇四六 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一 山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課総務医務担当 電話〇五五一 二二 六一

一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十二年三月二十六日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を平成二十二年四月五日（月）から同月八日（木）までの日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十二年四月二十七日（火）午前十時 山梨県立あけぼの医療福祉センター会議室

5 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成二十二年四月二十三日（金）午後五時までに山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課総務医務担当（郵便番号四〇七 〇〇四六 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一）に到着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。)第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

四 その他

1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 長期継続契約

この契約に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Cleaning services for Yamanashi Prefectural Akebono Medical Welfare Center,  
1 set  
2 Date and time for tender  
10:00AM April 27,2010  
3 Bureau in charge  
General Affairs Section, Yamanashi Prefectural Akebono Medical Welfare Center  
3251-1 Kamijoumimawari Asahi-machi Nirasaki-shi Yamanashi-Ken 407-0046 Japan  
TEL 0551-22-6111

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番